# 「南砺市中小企業・小規模事業者振興基本条例」について

【問合せ】南砺市産業経済部商工課
TEL　0763-23-2018　FAX　0763-62-2112

南砺市では、中小企業・小規模事業者を取り巻く経済的社会的環境の変化を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めるため、南砺市中小企業・小規模事業者振興基本条例を制定します。今後は、この条例に基づき中小企業・小規模事業者振興のための施策を行っていきます。

## 条例制定の背景と基本的な考え方

**条例制定の背景・必要性**

経済活動のグローバル化の進展等に伴う国際的な競争力の激化、少子高齢化等による社会構造が大きく変化している中、国においては中小企業憲章を 2010 年閣議決定。富山県においても中小企業に対する支援の重要性を認識し、2012 年に条例を制定されました。また、2014 年 6 月に国において小規模企業振興法が策定されたこともあり、こうした社会状況の変化や法令整備対応することが必要となり南砺市においても条例を制定することになりました。

**条例制定の基本的考え方**

①条例の制定は理念条例にとどまらず、振興に向けての基本方針・基本的施策を定めるものであり、　非常に早いスピードで変化する社会経済状況に対応し、効果的な振興施策を実施するため、条例には中小企業・小規模事業者の振興に関する基本方針や基本的施策などを定め、具体的な支援施策は各年度の事業などで実現することとなります。

②南砺市、中小企業・小規模事業者、経済団体等、大企業、市民それぞれの役割を明確にし、市全体で協働により取組むものです。

## 条例が制定されたらどうなるの？

中小企業・小規模事業者の振興や支援に関する基本方針、基本的施策、南砺市の役割を明確にしたうえで、それを各年度の事業などに反映し、今まで以上に効果的な支援を行っていきます。

また、共通認識を持ち協働して中小企業・小規模事業者の振興を推進するものです。

## 条例の基本的な考え方

前文にあるとおり、南砺市は事業所の大多数が中小企業・小規模事業者で占めており、中小企業・小規模事業者が振興することで、結果として市民生活も向上するという好循環を生み出します。中小企業・小規模事業者を取り巻く厳しい環境の中で中小企業・小規模事業者自身が努力することはもちろんですが、中小企業・小規模事業者の振興が南砺市の発展に欠かせないということを事業者、行政や市民等も共有し、それぞれがその役割を果たしていくことが重要です。

**振興の基本方針は以下の 3 点です**

〇中小企業・小規模事業者の創意工夫、自主的な努力を尊重します。

〇中小企業・小規模事業者の特性に応じた総合的な施策を市民、事業者、経済団体等及び市の連携と協働により推進します。

〇国県その他公共団体と連携しながら推進します。

## 南砺市の役割とは

〇経済・社会情勢の変化に対応し、基本方針、基本的施策に則った施策を実施します。

〇国県等の関係機関との連携と施策の要請を行います。

〇小規模事業者への資金、人材確保へ配慮します。

〇中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めます。

## 中小企業・小規模事業者の役割とは

〇経営の向上や雇用環境が充実するよう自主的に努めるものとする。

〇社会的責任を自覚し、地域と調和し、暮らしやすい社会となるよう貢献するよう努めるものとする。

## 大企業の役割とは

〇社会的責任を自覚し、中小企業・小規模事業者及び経済団体等との連携、協力に努めるものとする。

〇市の中小企業・小規模事業者振興施策に協力するよう努めるものとする。

## 経済団体等の役割とは

〇中小企業・小規模事業者と連携して経営の向上及び改善に積極的に取り組み、市の中小企業・小規模事業者振興策に協力するよう努めるものとする。

## 市民の役割とは

〇中小企業・小規模事業者の重要性を理解いただき、できるだけ地域の商店等で商品を購入したり、商店街の行事などに参加したりするなどして、中小企業・小規模事業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

# 南砺市中小企業・小規模事業者振興基本条例

南砺市の産業は、農業では、銘柄米の生産のほか、里芋、干柿等の特産品づくりにも取り組んでいる。工業では、アルミニウム、建築資材、工作機械等の製造業のほか食品加工業も盛んである。また、観光産業では、世界遺産に登録された合掌造集落等の歴史遺産があり、伝統的産業では、国の伝統的工芸品に指定されている井波彫刻及び越中和紙（五箇山和紙）のほか、城端絹織物等がある。さらに、クリエイティブ産業（説明1）等も育っている。

こうした産業を支えているのは、市内事業者の大多数を占める中小企業及び従業員の少ない小規模事業者であり、地域の先人のたゆまぬ努力によって築き上げられたものである。そして、中小企業・小規模事業者は、地域の雇用と経済を支え、技術、伝統及び文化の継承並びにまちづくりとのかかわりについても、地域社会と市民生活を支える大きな役割を担ってきた。

人口の減少、超高齢社会の到来、経済活動のグローバル化（説明２）の進展等、経済・社会構造が大きく変化している。その中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模事業者の役割とあり方について、市民、事業者、経済団体等及び市が共通認識を持ち、協働により中小企業・小規模事業者の振興に向けた取組を実施していくことが重要である。

ここに、市は、市民、事業者及び経済団体等と連携を図りつつ、中小企業・小規模事業者の振興を市政の重点課題と位置付け、振興に向けて基本理念を明らかにし、地域全体で共有しつつ、地域社会の発展と市民生活を豊かにする施策として総合的に実施するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、南砺市の発展に果たす重要な役割を中小企業・小規模事業者が担っていることに鑑み、中小企業・小規模事業者の振興について基本となる事項を定め、中小企業・小規模事業者の振興に関する総合的な施策を推進するとともに、市民、事業者、経済団体等及び市が、それぞれの役割等を明らかにし、相互理解を深め、市民の暮らしと調和した地域産業及び地域経済の発展を促し、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）事業者　市内で事業を営む法人その他団体及び個人をいう。

（２）中小企業　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項（説明３）に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（３）小規模事業者　中小企業基本法第２条第５項（説明４）に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（４）経済団体等　次に掲げるものをいう。

ア　市内に事務所を有する商工会法（昭和３５年法律第８９号）に基づく商工会

イ　市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他金融機関

ウ　市内に本店又は支店等を有する農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）に基づく農業協同組合

エ　その他経済活動の発展に寄与する市内の団体等及びこれらに準ずる団体等で市長が特に認めるもの

（５）大企業　中小企業・小規模事業者以外の事業者で市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（６）市民　市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

（基本方針）

第３条　中小企業・小規模事業者の振興は、中小企業・小規模事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、その特性に応じた総合的な施策を市民、事業者、経済団体等及び市の連携と協働の下に一体となって推進することを基本とする。

２　中小企業・小規模事業者の振興は、国、県その他公共団体と連携を図りながら推進するものとする。

（基本的施策）

第４条　市は、第１条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

（１）経営安定の促進及び経営革新（説明５）への支援

（２）創業又は新事業の創出の促進（説明６）

（３）女性、高齢者及び障害者を含めた雇用の促進並びに職場環境の改善への支援

（４）若い労働力及び人材の確保並びに育成への支援

（５）市内商工業の活性化の推進及び農業の産業化（説明７）への支援

（６）産業間の連携への支援

（７）販路及び受注機会拡大への支援

（８）各産業及び伝統工芸等の技術伝承等の環境整備への支援

（９）地域資源（説明８）、再生可能エネルギー等（説明９）の活用の促進

（１０）産学官の連携への支援

（１１）経済団体等と連携した融資制度への支援

（１２）商店街等のまちづくり環境整備への支援

（１３）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（市の役割）

第５条　市は、市民、事業者及び経済団体等と連携を図りながら、経済・社会情勢の変化に対応した中小企業・小規模事業者の振興のための適切な施策を推進し、財政上の措置（説明10）並びに国、県等との連携及び協力に努めるものとし、必要に応じて国、県等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

２　市は、小規模事業者の振興に関する施策については、資金、人材等の確保が特に必要であると思われる小規模事業者の事情に配慮するものとする。

３　市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努める（説明11）ものとする。

（中小企業・小規模事業者の役割）

第６条　中小企業・小規模事業者は、経済・社会情勢の変化に対応して自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

２　中小企業・小規模事業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化（説明12）、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力をするものとする。

３　中小企業・小規模事業者は、市が実施する中小企業・小規模事業者振興策に協力するよう努めるものとする。

４　中小企業・小規模事業者は、市内の他の事業者及び経済団体等との連携に努めるとともに、市内で生産、製造及び加工される製品並びに市内で提供される役務の利用に努める（説明13）ものとする。

５　中小企業・小規模事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し（説明14）、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（経済団体等の役割）

第７条　経済団体等は、中小企業・小規模事業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模事業者振興策に相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第８条　大企業は、中小企業・小規模事業者の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを理解し、中小企業・小規模事業者との連携を図るとともに、市が実施する中小企業・小規模事業者振興策に協力するよう努めるものとする。

２　大企業は、市内における中小企業・小規模事業者及び経済団体等との連携に努めるとともに、市内で生産、製造及び加工される製品並びに市内で提供される役務の利用に努めるものとする。

３　大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第９条　市民は、中小企業・小規模事業者の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に資する役割を理解し、中小企業・小規模事業者の健全な発展及び育成に協力し（説明 15）、また、労働力の提供に努めるものとする。

２　市民は、消費者として市内で生産、製造及び加工される製品の購買又は消費並びに市内で提供される役務の利用に努めるものとする。

（人材の確保及び育成の支援）

第１０条　市は、中小企業・小規模事業者の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発その他必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が、中小企業・小規模事業者の人材の確保及び育成に資することに鑑み、必要な施策を講ずるものとする。

（南砺市産業振興会議）

第１１条　市は、第１条の目的の達成及び第４条に規定する基本的施策の実施についての審議を行うため、南砺市産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

２　市は、会議において審議される施策等に対し、市民、事業者、経済団体等と協働してその実現に向けて取り組むものとする。

３　前２項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（説明１）

クリエイティブ産業とは、（創造産業の意味）芸術、映画、ゲーム、服飾デザイン、広告など知的財産権を持った生産物の生産に関わる産業です。

（説明２）

経済のグローバル化とは、市場経済が世界的に拡大し、資金や人、資源、技術、情報が国境を越えて移動し、各国経済の開放体制と世界経済への統合化が進む現象をいいます。

（説明３）

基本法第２条第１項に定める中小企業者の定義は、以下のとおりであり、資本金、従業員数のいずれかに該当すれば中小企業に該当します。

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|---|---|
| 製造業、その他※１ | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人 |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人 |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人 |
| サービス業※２ | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人 |

※１その他の業種は、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、不動産業を含む。

※２サービス業は、クリーニング業、物品賃借業等、日本標準産業分類大分類Ｌサービス業に分類される業種が該当。

（説明４）

基本法第２条第５項に定める小規模企業者の定義は、以下のとおりです。

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|---|---|
| 製造業、その他※１ | 従業員の数が 20 人以下 |
| 商業・サービス業 | 従業員の数が 5 人以下 |

※１その他の業種は、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、不動産業を含む。

（説明５）

経営革新とは、中小企業者が、新商品の開発・生産、新役務の開発、・提供、商品の新たな生産・販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動を行う事により、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

（説明６）

創業又は新事業の創出を支援することにより、①創業自体が経済活動を担う事業者の数を増大させ、その結果、活力ある経済が構築されること、②創業した者はほとんどの場合、中小企業・小規模事業者となり多数の事業者が生まれることで、結果として多様な企業が育つことになることが、期待されます。

（説明７）

農業の産業化とは、農業や水産業などの第一次産業を出発点とし、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態のことをいいます。また、このような経営の多角化を６次産業化と呼びます。

（説明８）

地域資源とは、自然資源のほか、市内に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源のことです。

（説明９）

再生可能エネルギー等とは、太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、自然界によって利用する以上の速度で補充されるエネルギー全般のことをいいます。

（説明１０）

財政上の措置とは、市が中小企業・小規模事業者振興施策を策定及び実施するにあたっては、財政上の措置が必要不可欠と考えられますが、市が中小企業・小規模事業者振興により力を入れるということを明らかにしたものです。

（説明１１）

中小企業・小規模事業者の製品の販路拡大や役務の提供範囲の拡大に資するため、予算の適正な執行に留意しつつ、市自らが中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めることを宣言するものです。

（説明１２）

経営基盤の強化とは、経営資源（経営に必要な資金、設備、技術、知識、人材、情報等）の保管を図ったり、公正な市場を確保したりすることなどにより、事業活動を行う際の障害を取り除き環境を整備することをいいます。

（説明１３）

市内で生産された製品、商品等を積極的に利用することで、中小企業・小規模事業者も消費者として経済循環の一翼を担うことにより、市全体で地域循環型経済の構築を図っていきます。

（説明１４）

社会的責任の自覚とは、企業も経済だけでなく社会や環境などにも責任を持つべきであるという趣旨から、「法令遵守」はもとより、「顧客や取引先、地域社会等に対する説明責任」「環境への配慮」「従業員の労働安全衛生や人権の確保」「地域活動やボランティア活動への参加」「雇用の創出」「顧客に対する質の良い製品・サービスの提供」などをいいます。企業が社会的責任を果たすことで、市民や社会からの信頼を得られ、結果として当該企業の成長発展へもつながっていくものと考えられます。

（説明１５）

市民が中小企業・小規模事業者の健全な発展及び育成に協力とは、できるだけ地域の中小企業・小規模事業者の商品やサービスを購入したり、地域における活動（商店街の行事など）に参加したりするなどして、市の中小企業・小規模事業者振興策の実施の有無にかかわらず、市民が振興、発展に協力することをいいます。